

特集論文：スポーツの力

「文化としてのスポーツ」の価値

中西 純司

立命館大学産業社会学部

● 要約 ●

わが国の「スポーツ基本計画」(2012)では、スポーツは、身体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすという内在的価値を有するとともに、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、わが国の国際的地位の向上など、国民生活において多面にわたる役割を担うことが示されている。いふなれば、スポーツは人類共通の文化なのである。本稿の目的は、国及び地方公共団体におけるスポーツ政策に関する内容分析を行うことによって、スポーツの文化性とスポーツの価値について吟味することにある。

主な結果は、以下のように要約することができる：①スポーツと文化との有意な関係性について吟味した結果、スポーツは観念的文化、制度的（行動的）文化、そして物質的文化といった3つの文化的構成要素から成り立つということが明確にされた。②スポーツ政策の中で示されているスポーツ概念の内容に対してKJ法を用いて分類・整理した結果、個人的価値、教育的価値、社会・生活向上価値、経済的価値、国際的価値、鑑賞的価値といった6つの構成概念を「文化としてのスポーツ」の価値として演繹することができた。本稿では、こうした結果に対する社会的かつ経営学的インプリケーションについて議論し、いくつかの将来的な研究課題を提示している。

● Key words : 文化, スポーツの文化性, スポーツ概念, スポーツの価値, スポーツ政策

人間福祉学研究, 5 (1) : 7-24, 2012

1. はじめに

「なでしこジャパン」(サッカー日本女子代表)がFIFA女子ワールドカップドイツ2011大会において優勝に輝き、女性スポーツの国際競技力のレベルアップが浮き彫りにされるとともに、東日本大震災(2011年3月11日)の被災地復興・支援活動に鋭意努力するわが国(国民)に対しても久々に明るい話題をもたらしたことは、今でも多くの人々の記憶の中に鮮明に残っているであろう。政府は、こうした偉業、いふなれば「スポーツが個人や社会に与える力」をたたえ、なでしこジャパ

ンに対して国民栄誉賞を贈ることを決定し、2011年8月18日の表彰式において、菅前総理大臣は「東日本大震災の災禍から立ち上がらんとする被災者とすべての国民に対し、困難に立ち向かう勇氣とさわやかな感動を与えた」と称賛した。

こうした中、東日本大震災からの復興策が中心に議論された第177回国会(常会)においては、1964年の東京オリンピック開催を契機に、国民スポーツを振興するための行政課題を定めた「スポーツ振興法」(昭和36年法律第141号、議員立法)が全面改正され、スポーツに関する基本理念をはじめ、国・地方公共団体の責務、スポーツ団

体等の努力等、及びスポーツに関する施策の基本的事項を定めた「スポーツ基本法」（平成23年法律第78号）が議員立法として新たに成立した（2011年6月9日に衆議院本会議で可決；同年6月17日に参議院本会議で可決、成立）。その後、2011年6月24日に公布、8月24日には施行され、スポーツ振興法の制定から50年の歳月を経て、わが国においても漸く、スポーツ政策の基本を定める法律がスポーツ基本法として制定された。いうなれば、わが国のスポーツ政策も「振興」から「推進」の舞台に立ち、これからは、個人の趣味やレジャー（余暇・遊び）のための「スポーツ振興」から、菅前総理大臣の称賛のように、「スポーツが個人や社会に与える力」を誰もが認めた上で、「文化としてのスポーツ」との多様なかわり方（スポーツをする一みる一を支える・育てる）を楽しみながら、豊かな生涯生活と「スポーツライフ」を形成・定着させていくことをめざす「スポーツ推進」のステージへと変革していくことが改めて期待されているのである。

さて、今年、2012年はオリンピックイヤーである。その開催地であるロンドンでオリンピックが行われるのは、一都市としては史上最多となる3度目である。1度目は近代オリンピックの黎明期であった1908年であり、2度目は戦後復興の途上であった1948年、そして3度目となる2012年は、過去2回のオリンピック開催とは社会的背景が大きく異なっており、「五輪は影響力があるからこそ、何のためにここで開催するのか、何が残るのかを、2005年の（開催決定の）時点でもっと議論すべきだったが、国民的議論がないままここまで来てしまった」（『毎日新聞』2012年1月3日付朝刊）と、その開催意義や「オリンピック・レガシー（遺産）」も不明確のままの受け入れにより、英国市民は歓迎派と批判派の2つに大きく分かれているという。

しかし、この3度のロンドンオリンピックで確かな事実は、近代オリンピックそれ自体が「商業主義¹⁾」路線へと走っていることである。小川

（2012：10-12）によれば、1908年に行われた最初のロンドンオリンピックの運営経費は1万5,214ポンド（この当時のレートで約15万円）であり、その40年後の1948年に開催された2度目の運営経費は73万2,268ポンド（この当時のレートで約7億3,813万円）もかかり、1908年の約48倍に膨れ上がったという。そして、それから64年後の2012年に開催される3度目のロンドンオリンピックの総運営経費は93億ポンド（約1兆2,000億円）と推測されており、スタジアムなどの建設物への経費を除く純粋な運営経費だけに限っても、20億ポンド（約2,580億円）の費用がかかる予測されている。

当然のことながら、各時代における貨幣価値は大きく異なり、そのままの経費額を比較しても意味がないので、それぞれの時代における英国の卸売物価指数を用いて（物価指数は1908年を100とした場合、1948年が219、2007年は2,059となる）、3度にわたるロンドンオリンピックの運営経費を比較してみると、2012年ロンドンオリンピックに要する運営経費（20億ポンド）は、1908年にかかった運営経費（1万5,214ポンドは、現在では31万3,256ポンド＝約4,040万円）の約6,385倍にもなるという。つまり、こうした数字は、オリンピックという「オリンピアの祭典」が、104年もの間に、スポンサーシップ制度、テレビ放映権料、マーチャンダイジング（商品化権）料などの「商業化戦略」（スポーツコマーシャルイズム²⁾）によって、スポーツの社会・経済効果を強く求める「メガイベント・ビジネス」として市場化・巨大化されてきた、ということを色濃く反映していると言っても過言ではなからう。

このように、今や、スポーツは各個人の豊かな人生や生活・暮らしにだけでなく、わが国の社会政策・経済全体等にも大きな影響を及ぼすだけの潜在的・顕在的パワーを有するようになってきている。また、2012年ロンドンオリンピックが史上初の「ソーシャルメディア五輪」との別称を得たことから分かるように（『毎日新聞』2012年

8月14日付朝刊)、短文投稿サイト‘Twitter’や交流サイト‘Facebook’などのソーシャルメディアの影響力やその善し悪しについては詳細な分析と検証が今後、必要不可欠であるが、そうしたソーシャルメディアがロンドンオリンピックの臨場感やリアリティを世界中の人々に伝える武器になったことは言うまでもなからう。しかしここで重要なのは、こうしたスポーツイベントの普及・振興が、「商業オリンピック」とも揶揄されるように、「スポーツ概念」や「スポーツの価値」から逸脱するような過度の政策化・商業化・メディア化などの路線、いわゆる「スポーツ手段論」へと独走していったか否かを問うことである。時代は遡るが、社会・経済等の歪みを反映した「現代スポーツ」の問題点を痛切に批判したミッチェナー（宮川、1978）は、「スポーツをそのまま批判なしに受け入れられる時代は、もう過去のものとなっている。スポーツは今や最も注意深い吟味と、最も鋭い批判にさらされなければならない」と、文化としてのスポーツの本質（あるべき姿）から逸脱していく現代スポーツの危機を真摯に説き、警鐘を鳴らしている。

しかし今では、ミッチェナーが指摘した約35年前当時の「スポーツの危機」とはその状況が大きく異なっている、との指摘を受けるかもしれないが、21世紀生涯学習社会における「スポーツ立国のあやうさ」を複眼的な視点から吟味し「本当に人間らしいスポーツとは何か」という問いと真摯に向き合った清水（2012）のスポーツ文化への熱意と情熱を思うと、スポーツが置かれた危機的状況は現在も続いているものと思料される。

そこで本稿では、改めてスポーツと文化との関係性について吟味するとともに、国及び地方公共団体におけるスポーツ政策等の質的分析（内容分析）を行うことによって「文化としてのスポーツ」の価値とは何かについて探究していくことを目的とする。

2. スポーツの文化性とその危機

2.1. スポーツと文化との関係性

21世紀生涯学習社会に生きるわれわれ人間は、日常生活の中で多様な「文化」に触れ、個々人なりにそれを受け入れ、豊かな人生や生活（暮らし）を営んでいくことができる。こうした文化にはいくつもの定義が存在するが、総じて言うと、「人類がみずから手で形成・継承（伝承）してきた物心両面にわたる（有形・無形の）成果の総体」を意味する言葉であり、われわれ人間が社会の構成員として、世代を通じて学習・獲得・共有・伝承していくべき行動様式、ないしは生活様式のすべてが文化であることに異論はないはずである。したがって、文化はわれわれ人間集団が欲求充足のために創意工夫していくものであるが、それと同時に、個々の人間も環境という形で絶えず文化に適応し学習させられていると言ってもよい。そうした意味では、スポーツも、人類が人生をより豊かに充実して生きていくために、その時代その時代に持てる先人たちの英知や思いを結集して創造されてきた「歴史的・社会的な遺産の総体」（佐伯、1984：67）であり、まさに、スポーツは人間欲求を充足する生活様式として人間自身が創り出した、人類共通の文化なのである。

ここでは、こうした文化を構成する「有形・無形の成果」を、①人生や世界の意味、及び求めるべき行動の目標を提示することにかかわる「観念的成果」、②共同生活の秩序を保持し、社会的な行動を律する工夫としての「制度的（行動的）成果」、そして③生存を維持するために生理的な欲求を充足させ、自然に働きかける工夫としての「物質的成果」の3つに分けて捉え（佐伯、1984：68）、スポーツがそれぞれの文化的構成要素によってどのように関係づけられるのかについて吟味していきたい（図1参照）。

第一に、観念的成果とは、スポーツの意味や価値に関する観念（考え方）であり、スポーツそれ自体の存在を意味づけ、その価値を明示し、人間

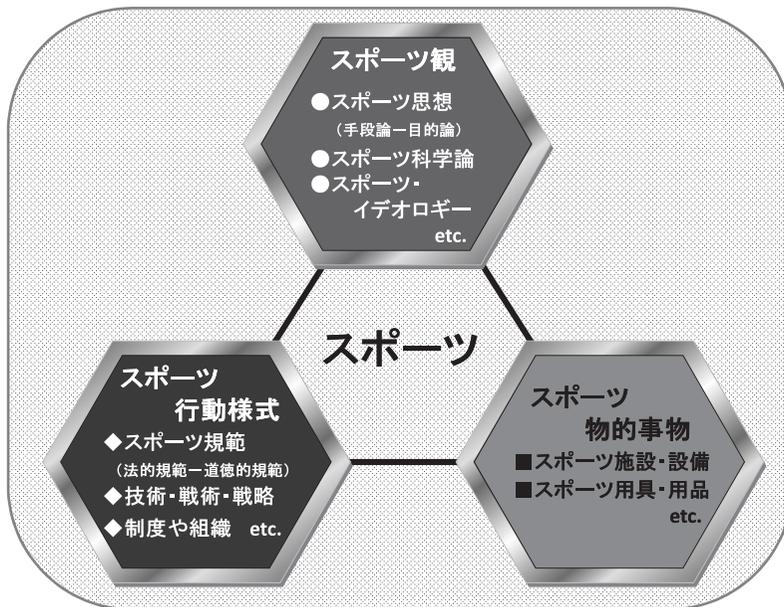


図1 スポーツの文化性：スポーツ概念の実質（本質）的定義（筆者作成）

と社会に対するスポーツの意義を定義することによって、その正当性を主張し説明する働きであり、「スポーツ観」と呼ぶことができる。つまり、スポーツ観とは、人間と社会との関連から見た、スポーツの価値づけにかかわる望ましさを中核とする考え方であり、スポーツをめぐる思想やイデオロギー及びスポーツ科学論によって形成されてきたものである。それゆえ、スポーツ観は、スポーツの価値づけの仕方によって、大きく2つの考え方（スポーツ思想）に分かれる。一つは、スポーツと特定の社会的諸課題（政治や経済・経営、教育など）の解決を「目的-手段関係」と定直し、スポーツに外在する価値（スポーツの外在的価値）実現の手段（道具）としてスポーツを正当化しようとする考え方であり、「スポーツ手段論」と呼ばれている。例えば、昨今のいじめ・不登校や体力低下などの教育的諸課題解決の手段としてスポーツを安易に利用するという考え方である。もう一つは、スポーツという文化に内在する本質的かつ人間的価値（スポーツの内在的価値）を重要視し、スポーツ経験そのものが人間と社会にとって意味

と価値を持ち、人間の欲求充足のための自己目的的な活動としてスポーツを意味づけしようとする考え方であり、「スポーツ目的論」と呼ばれる。つまり、人間の競争・卓越・自己表現等のプレイ欲求に基づいてスポーツ経験それ自体を自由に楽しんでいこうという立場である。

しかし、現代社会においては、スポーツ手段論が支配的であり、それに対する批判も多々指摘されているように感じるが、こうした2つのスポーツ観の是非論を問うよりも、むしろ、「不易流行」のように、スポーツ目的論を「不易」としてあくまでも重視し、スポーツ手段論は「流行」として副次的・付随的に取り入れながら、2つのバランス関係を維持・形成していくことがきわめて重要であると考えられる。もし不易よりも流行が重視されるようになった場合、スポーツにかかわる人文・社会科学的立場からは、スポーツそれ自体の変質や歪みが生じ、スポーツの豊かな可能性を自ら閉ざし、人間性や社会の破壊など、多くの弊害さえもたらしかねない、ということを指摘しておかなければならない。

第二に、制度的（行動的）成果とは、具体的なスポーツ実践における人間の活動を統制し秩序づけ、遵守すべき行動の仕方を指示する「スポーツ規範」（各スポーツ固有の参加資格の規定やルールなどの法的規範と、フェアプレーやスポーツマンシップなどの道徳的規範がある）と、目標達成に向けた合理的な行動の仕方を支える技術や戦術・戦略等の「スポーツ技術・戦術・戦略」、及びこの両者を統合的に体系化したスポーツ種目の普及・振興と統括をめざす「スポーツ組織・制度（システム）」から構成されている。こうした成果は、各種のスポーツ種目を構成する実体（具体的な行動様式）を方向づけるので、「スポーツ行動様式」と呼ぶことができよう。

最後の物質的成果とは、スポーツにかかわる様々な物的事物であり、スポーツの価値を実現し、目標を達成するために工夫され、改善され、洗練されてきた物にかかわる成果のことである。具体的には、スポーツ実践を支えるスポーツ施設・設備やスポーツ用具・用品等であり、これらは、われわれ人間がスポーツ実践における合理性（機能性）や安全性、及び公平性（平等性）を保障するために、歴史的・社会的発展の過程で創り出してきたものであるので、「スポーツ物的事物」と呼ぶことができる。

このように、スポーツは、スポーツ観、スポーツ行動様式、そしてスポーツ物的事物といった文化的構成要素の複合体として捉えられ、まさに、スポーツは「人間の文化的な営み」と理解することができる。こうした捉え方が、スポーツ概念の実質的定義なのである。こう捉えると、スポーツは、他の何かによっては補完できない、文化的な「学び」の内容を有しているからこそ価値があるのであり、本稿ではそうした学びの内容を「スポーツの文化性」と表現しておきたい。したがって、少なくとも近未来のスポーツの普及・振興・推進における普遍的理念である「生涯スポーツ」とは、われわれ人間が生涯にわたってスポーツの文化性を学ぶことであり、人類（先人たち）の英知や思

いを追体験し、文化としての健全な維持・発展の一翼を担っていくための営みであると言っても過言ではなからう。それは、例えば、スポーツを発明した精神について学ぶことであり、現代社会におけるスポーツの意味や意義を学ぶことであり、より優れた技術や戦術・戦略を考え実践してみることであり、自分にあった道具（用具・用品等）を創意工夫してみることである。このような学びは他の何かで代替不可能な学びであり、至極当然であるが、学校体育にも、他の教科と同じように、教えるべき固有の文化的内容が包含されているのである。

しかし、スポーツ概念に対する多くの人々からのコンセンサス（共通理解）を得るためには、こうした「スポーツの本質とは何か」というスポーツ概念そのものの意義を明確にした実質的定義に基づいて、必ずしも十分な定義とは言えないが、スポーツ概念の使用法について規定し簡潔に表現するための唯名（名目）的定義を行っておくことが、論理学上、重要である。こうした文脈（コンテキスト）のもとで、スポーツ概念の唯名的定義を行うと、「スポーツとは、人間の活動・競争・達成・克服・自己表現といった本源的な欲求充足（遊戯論に基づくプレイ欲求の充足）とともに、そうした欲求充足に伴う爽快感・充実感・達成感・知的満足感などの楽しさや喜び（内在的・本質的価値）を求めて行われる身体運動のすべてであり、人類が人生をより豊かに充実して生きていくために、その時代その時代に持てる英知を結集して創造してきた文化である」と定義づけることができる。

2.2. スポーツ文化の「危機」

これまで、スポーツの文化性、いわゆる「スポーツ文化」の体系（構造）と機能について吟味してきたが、今や、こうしたスポーツ文化も危機にさらされている。危機という二文字の漢字は、「危険」（danger）と「機会」（opportunity; chance）の2つの意味を含んだ絶妙な言葉であり、「危険

な出来事に、改善・改革の機会を与えてくれること」を意味している。つまり、危機とは、「危険な行動や活動に改善の機会を与える効果的な刺激剤」としての役割を担っており、行動や変化を起こすことを意味する「転機」「節目」「岐路」と言い換えることもできる。それゆえ、スポーツ文化の危機とは、もし危機をうまく改善・改革できなければ、スポーツ文化の変質や破壊という危険な状況に陥ることになるが、逆に、もし危機をうまく超克できれば、スポーツ文化の価値普及・浸透という機会を得ることができる、といったように、二律背反する状況に置かれているのである。

ここでは、こうしたスポーツ文化がどのような危機にさらされているのかについて検討していきたい。第一に、「テレビ放映向けのルール改正」(小川, 2012: 177-186)である。スポーツの文化的構成要素の中でも、スポーツ規範、とりわけ各スポーツ(種目)固有のルール(競技規則)の変更や改正というものは、スポーツ技術・戦術・戦略やスポーツ用具・用品までも変質させてしまい、ともすれば、そのスポーツ(種目)の本質を損なってしまう可能性すらある。例えば、テレビ中継向けのルール改正で最も代表的な事例は、バレーボールにおける「サーブ権ポイント制」(サイドアウト制)から「ラリーポイント制」への変更である(1999年1月から採用)。つまり、サーブ権ポイント制では、サイドアウトを繰り返していると、どちらのチームにも得点が入らず試合時間はとめどなく延びていくが、ラリーポイント制であれば試合時間の目安が予測でき、バレーボールのテレビ中継が可能となるのである。こうしたテレビ中継向けのルール改正によって、バレーボールの本質が失われたかどうかの認識は各人それぞれであるが、その改正理由が「競技者志向」ではなく、「テレビ迎合」(観戦者・視聴者志向)であることに間違いはなからう。

また、陸上競技におけるフライングのルール改正(2010年から採用された「フライング1回で失格」という現行ルール)も、フライングの回数を

減らして進行を早めるための、テレビ中継向けのルール改正である。しかし、このルール改正がテレビ中継向きであったにもかかわらず、2011年の世界陸上競技選手権大会(韓国テグ)では男子100m決勝で、世界記録保持者のウサイン・ボルトがフライングで一発失格となり、テレビ局は今大会最大の注目選手と最高視聴率(世界新記録場面)をあっけなく失い、逆に大打撃を受ける結果となったことは今でも記憶に新しい。ここでは2つのルール改正事例を指摘したが、他の様々な競技でもテレビ中継向けのルール改正が行われていることはまぎれもない事実であり、こうした危機は「テレビマネー」という商業主義の弊害と捉えることもできよう。

第二は、スポーツ物的事物の変容、特に競技成績・記録の高度化(メダルの獲得等)、あるいはビジネスチャンスの獲得を過度に(必要以上に)めざした「スポーツ用具・用品の技術革新」である。最も代表的な事例は、イギリスのSPEEDO社がアメリカ航空宇宙局(NASA)などの協力を得て開発した高性能競泳用水着「レーザー・レーサー」(LZR RACER®)である。2008年の北京オリンピックでは、先進国を中心にほとんどのトップクラス選手が男女を問わずこの高性能水着を着用し、世界記録が25回、オリンピック記録が65回も更新され、最終的には21種目で世界新記録が、そして30種目でオリンピック新記録が誕生した。これらの記録更新者のほとんどは高性能水着を着用しており、選手の身体能力や競技力等は十分認めつつも、「高性能水着が世界記録を更新する？」(Dressed for a world record? - The Washington Post, 27 July 2012)、ということではなからうか。しかし例外的に、女子200m自由形のフェデリカ・ペレグリニ(Federica Pellegrini: イタリア)だけは、決勝ではレーザー・レーサーを着用せず、自己の身体能力と競技力等を信じて世界新記録を出し、金メダルを獲得している。

こうしたスポーツ用具・用品の技術革新は、水泳界だけではなく、他の様々な競技でも行われて

おり、スポーツメーカー各社にとっては、自社とスポンサー契約やエンドースメント契約、あるいはアドバイザースタッフ契約などを締結したトップアスリートが新開発用具・用品を使ってメダルを獲得することによって大きなビジネスチャンスを獲得することができるのである。いうなれば、トップアスリートにとってはメダル獲得のための用具・用品の技術革新であるのに対して、スポーツメーカー各社にとっては大きなビジネスチャンス獲得をめざした技術革新であり、両者は「Win-Win の関係」で成り立っているのである。しかしその後、国際水泳連盟 (Fédération Internationale de Natation ; FINA) は、こうした記録更新連発という事態を重く受け止め (筆者は、FINA が水泳の本質が失われたと判断した、からではないかと考えているが)、2009年7月24日に行われた FINA 会議において、2010年より水着素材を布地のみに制限するルール³⁾、いわゆる、「レーザー・レーザー着用禁止」を決定している (PR 58-FINA Bureau Meeting, 28 July 2012)。

これまで見てきたように、今後、スポーツ文化の危機を克服し、スポーツの豊かな可能性を拓いていくための機会へと転換するためには、われわれ人間が、スポーツの文化性を十分理解した上で「人間と社会にとって望ましいスポーツの有り様 (めざすべき姿) とは何か」を絶えず探究し続けることである。

3. スポーツ文化が個人や社会・経済にもたらす「価値」

それでは、こうしたスポーツ文化が個人や社会・経済等にどのような「価値」をもたらすのかについて吟味していきたい。ここでいう価値とは、「欲求と行為の選択に際して評価の機能を果たす『望ましきの基準』」(橋本, 1984: 263-264)を意味しており、いうなれば「人間や社会にとってスポーツの良さとは何か」を問うことでもある。

そのため、ここでは、広く国民へのスポーツ文

化の普及・振興の基盤となる、国 (文部科学省) のスポーツ振興に関する法律と基本計画や地方公共団体におけるスポーツ政策、及び公益財団法人日本体育協会と公益財団法人日本オリンピック委員会 (JOC) による「スポーツ宣言日本」—21世紀におけるスポーツの使命—についてレビューしていくこととする。しかし、地方公共団体におけるスポーツ政策については、それぞれの地方公共団体での差異 (特徴・独自性) が見られるものと思料されるので、スポーツ概念やスポーツの価値の捉え方に焦点をあてた質的分析を行ってきたい。

3.1. わが国のスポーツ振興に関する法律と基本計画のレビュー

ここでは、わが国のスポーツ政策を支える法律と基本計画として、スポーツ振興基本計画、スポーツ立国戦略、スポーツ基本法、スポーツ基本計画の4つを取り上げ、スポーツ概念やスポーツの価値について簡単にレビューしていくものとする。

しかしながら、先進国に遅れて成立・制定されたスポーツ基本法 (2011年6月24日公布、8月24日施行) については、政権交代という政局の混乱に巻き込まれながら審議・可決されたため、「財源や政策の優先順位がはっきりしない」「スポーツが国益に絡み取られかねない」「スポーツ権が幸福追求権に過ぎない」など、識者からの批判や意見等が多々見られるとともに、それに基づいて策定・公表された「スポーツ基本計画」(2012年3月30日)の政策形成過程 (審議過程) にも多くの疑問と問題点等が指摘されているが、そうした諸点については清水 (2012) や拙稿 (中西, 2012) などを参照して頂き、本稿の目的ではないので、ここでは特に言及しない。

3.1.1. スポーツ振興基本計画とスポーツ立国戦略

(旧) スポーツ振興法制定後約40年を経て策定・告示されたスポーツ振興基本計画 (2000)、及

び2006年9月21日に改定されたスポーツ振興基本計画(改定版)では、「スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化の一つである」と定義し、スポーツの社会的意義や意味をいくつか強調している。また、こうした点を踏まえ、今後のスポーツ行政の主要な課題として、「1. スポーツの振興を通じた子どもの体力の向上方策」「2. 生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実方策」「3. 我が国の国際競技力の総合的な向上方策」といった3つの政策を掲げ、それぞれの政策のもとに政策目標とそれを達成するために必要不可欠な諸施策を具体化している。

このようなスポーツ振興基本計画は、わが国初の国家レベルのスポーツ政策であり、①スポーツ政策の計画的推進、②政策・施策の重点化、③数値目標の明示化、④「する」「見る」「支える」スポーツの総合的な振興、⑤政策体系及び政策類型の提示、⑥国とその他の団体・機関との政策における連携の提示といった点からスポーツ界に一定の貢献を果たしたと評価されている(日本体育学会スポーツ振興基本計画特別委員会, 2011:5-6)。

その後、文部科学省は、スポーツ振興基本計画の終了年度にあたる2010年(8月26日)に、「スポーツ立国戦略」を文部科学大臣決定という形で策定・公表した。このスポーツ立国戦略では、「新たなスポーツ文化の確立」を目指す姿として設定し、「スポーツは、私たちの『こころ』と『からだ』の健全な発達を促し、人生をより充実したものとするとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に寄与する世界共通の人類の文化の一つである。スポーツはその活動自体、体を動かすという人間の本源的な欲求にこたえ、爽快感、達成感、他者との連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすという内在的な価値を有する。…(後略)…」といったように、スポーツの文化性と内在的価値の重要性を強調している。そのため、「1. 人(する人、観る人、支える(育てる)人)の重

視」と「2. 連携・協働の推進」を基本的な考え方として、「戦略1: ライフステージに応じたスポーツ機会の創造」「戦略2: 世界で競い合うトップアスリートの育成・強化」「戦略3: スポーツ界の連携・協働による『好循環』の創出」「戦略4: スポーツ界における透明性や公平・公正性の向上」「戦略5: 社会全体でスポーツを支える基盤の整備」といった5つの重点戦略に取り組むことで、スポーツ立国の実現を目指していくことが提言されている。

3.1.2. スポーツ基本法とスポーツ基本計画

先に述べたスポーツ立国戦略を前提に制定・施行されたスポーツ基本法では、その前文で、「スポーツは、世界共通の人類の文化である」ことを前提に、スポーツの価値や意義、及びスポーツの果たす役割の重要性などを規定するとともに、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であることを明記している。また、スポーツに関する基本理念が8項目にわたって定められるとともに、スポーツ基本計画の策定(第九条第一項: 義務規定)と地方スポーツ推進計画の策定(第十条第一項: 参酌・努力規定)、そしてそのための基本的施策(第三章: 第十一条~第二十九条)やスポーツの推進に係る体制の整備(第四章: 第三十条~第三十二条)などが規定されている。

次に、こうしたスポーツ基本法の第九条第一項に基づいて策定・公表されたスポーツ基本計画においては、スポーツ立国戦略で示された、スポーツの価値や意義、及びスポーツの果たす役割の重要性を踏まえた上で、スポーツ基本法の理念が具体化され、今後10年間程度を見通したわが国のスポーツ施策の具体的な方向性(基本方針)が示されるとともに、国、地方公共団体及びスポーツ団体等が一体となって2012年度から概ね5年間に総合的かつ計画的に取り組む諸施策が体系化されている。具体的には、「1. 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実」「2. 若者のス

スポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等ライフステージに応じたスポーツ活動の推進」「3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備」「4. 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備」「5. オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進」「6. ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上」「7. スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進」といった7つの政策とその目標、及び施策が提示されている。

3.2. 「スポーツ宣言日本」—21世紀におけるスポーツの使命—のレビュー

この「『スポーツ宣言日本』—21世紀におけるスポーツの使命—」は、日本のスポーツ100周年を記念して、先達の尽力をたたえ、その遺産を継承し、さらなる100年の発展を願う日本スポーツ界の志を表明するために、公益財団法人日本体育協会と公益財団法人日本オリンピック委員会(JOC)が2011年7月15日に提言したものである。

このスポーツ宣言日本では、「スポーツは、自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化である。スポーツのこの文化的特性が十分に尊重されるとき、個人的にも社会的にもその豊かな意義と価値を望むことができる。…(中略)…スポーツは、幸福を追求し健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなったのである」といったように、スポーツの文化的特性とその意義・価値が認められている。その上で、21世紀における新しいスポーツの使命として、「一. スポーツは、運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、人々のつながりを深める。人と人との絆を培うこのスポーツの力は、共に地域に生きる喜びを広げ、地域生活を豊かで味わい深いものにする」「二. スポーツは、身体活動の喜びに根ざし、個々人の身体的諸能力

を自在に活用する楽しみを広げ深める。この素朴な身体的経験は、人間に内在する共感の能力を育み、環境や他者を理解し、響き合う豊かな可能性を有している」「三. スポーツは、その基本的な価値を、自己の尊厳を相手の尊重に委ねるフェアプレーに負う。この相互尊敬を基調とするスポーツは、自己を他者に向けて偽りなく開き、他者を率直に受容する真の親善と友好の基盤を培う」という3つのグローバルな課題に集約している。

今やスポーツは、政治的、経済的、さらには文化的にも、人々の生き方や暮らし方に重要な影響を与える力(パワー)を持っているのである。したがって、スポーツ文化に携わる人間は、スポーツの有する本質的な意義を自覚・尊重し、こうした「スポーツの力」を主体的かつ健全に活用していくことが、スポーツの21世紀的価値の「継承者・伝道者」としての責務だと言っても過言ではなからう。

3.3. 地方公共団体におけるスポーツ政策の質的分析

続いて、ここでは、スポーツ文化の価値について具体化していくために、地方公共団体におけるスポーツ政策である「スポーツ振興計画⁹⁾」について、①スポーツ概念・意義、②スポーツの文化としての認識状況、③Evidence(政策策定の根拠データ)としての実態調査の内容、④基本理念や基本目標の内容、⑤「政策—施策—事務・事業」の体系性(段階性)と各内容といった5つの視座から内容分析を行った。しかしながら、ここでは、本稿の目的達成と最も関連のある①、②、④の3つの分析結果を提示し考察していきたい。

そのため、2011年2月中に、47都道府県と19政令指定都市の合計66の地方公共団体におけるスポーツ振興計画の策定状況等をインターネットや電話などによる調査法を用いて把握し、その策定状況の結果(表1参照)に基づいて63(95.5%)の地方公共団体を分析対象として選定した。

表1によれば、調査時点では効力のあった(旧)

スポーツ振興法の「計画の策定」（第四条第一項～第五項）においては、「文部科学大臣がスポーツの振興に関する基本的計画を定めるものとする」（第四条第一項）という義務規定と、「地方公共団体においては、第一項の基本的計画を参しゃくして、その地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めるものとする」（第四条第三項）といった参酌・義務規定がなされているにもかかわらず、未だに「総合計画」で対応している都道府県（1県）や「策定中」の政令指定都市（2市）が存在する状況であった。

次に、表2は、すでに「単独計画」として策定・実行している地方公共団体63（都道府県46及び政令指定都市17）について、その策定年度や次の10年に向けた計画の有無等の観点から分析した結果である。これによれば、第1次計画を実行中の地方公共団体は全体で38（60.3%）であった。

その詳細について、国（文部科学省）の「スポーツ振興基本計画」が策定・告示された2000年9月13日を基準として、策定年度別にみても、「2000年9～10月以前」に策定した地方公共団体は、都道府県が4（8.7%）、政令指定都市が1（5.9%）であるのに対して、国のスポーツ振興基本計画が改定された年である「2006年9月以前」に策定したのは、都道府県が17（37.0%）、政令指定都市が6（35.3%）であった。さらに、「2006年10月以降」に策定したのは、政令指定都市が9（52.9%）と最も高い割合を示していた。

一方、こうした計画の進捗状況を評価した上で第1次計画を改定・改訂した地方公共団体は全体で9（14.3%）と僅かであり、政令指定都市は1つもなかった。また、第1次計画の政策評価結果に基づいて「第2次計画を策定済みもしくは実行中」の地方公共団体は全体で16（25.4%）であり、独

表1 スポーツ振興計画の策定状況

地方公共団体	計画策定状況			合計
	単独計画	総合計画	策定中	
47都道府県	46	1	0	47
	97.9%	2.1%	0.0%	100.0%
19政令指定都市	17	0	2	19
	89.5%	0.0%	10.5%	100.0%
全 体	63	1	2	66
	95.5%	1.5%	3.0%	100.0%

表2 スポーツ振興計画の策定年度と次の10年に向けた計画の有無等

計画策定状況等		都道府県		政令指定都市		全 体	
第1次計画 ¹⁾ を実行中	2000年9～10月以前	4	8.7%	1	5.9%	38	60.3%
	2006年9月 ³⁾ 以前	17	37.0%	6	35.3%		
	2006年10月以降	1	2.2%	9	52.9%		
第1次計画 ¹⁾ を改定・改訂済み		9	19.6%	0	0.0%	9	14.3%
第2次計画 ²⁾ を策定済みもしくは実行中		15	32.6%	1	5.9%	16	25.4%
合 計		46	100.0%	17	100.0%	63	100.0%

1) 第1次計画とは、文部科学省の「スポーツ振興基本計画」（2000年9月13日）の前後に策定された計画とする。

2) 第2次計画とは、第1次計画以後の新計画である。

3) 文部科学省の「スポーツ振興基本計画」の改定がなされた年である。

自のスポーツ振興を計画的かつ継続的に実施している地方公共団体は約1/4に過ぎないということが明確にされた。

続いて、こうしたスポーツ振興計画の内容分析を行った結果について見ていくことにしよう。表3は、本稿で名目的に定義づけたスポーツ概念・意義に関連するキーワードや文脈等が記述されているか否かについて吟味した結果である。これによれば、スポーツ概念・意義が「記述されている」のは、全体で55(87.3%)であり、都道府県の方が高い割合を示していた。

また、表4は、そうしたスポーツ概念・意義に対して文化としての認識があるか否かについて分析した結果であり、全体で48(76.2%)の地方公共団体が「文化として捉えている」と判断することができた。このように、スポーツ概念・意義を明確にするとともに、文化的視点を持ったスポーツ振興計画を策定している地方公共団体は、約7割しかないということが明確にされた。

さらに、表5は、スポーツ振興計画の中に見ら

れる基本理念・基本目標で用いられているキーワード等をKJ法によって整理・分類した結果である。その結果、スポーツ振興を通じて「豊かなスポーツライフ」の形成・定着が26(41.3%)と最も高い割合を示し、「スポーツによる地域づくり、社会づくり」が18(28.6%)、「生涯スポーツ・生涯スポーツ社会」の実現が16(25.4%)と続いていた。このように、地方公共団体においては、豊かなスポーツライフや生涯スポーツ・生涯スポーツ社会といったスポーツ目的論を重視したキーワードが基本理念・基本目標として設定されているということが理解できる。

最後に、表6は、本稿の目的でもある「文化としてのスポーツの価値」を体系化するために、スポーツ振興計画に示されたスポーツ概念・意義で用いられているキーワードや文脈等をKJ法によって整理・分類した結果である。

その結果、スポーツ振興計画からは、文化としてのスポーツの価値として、「個人的価値」(301; 59.5%)、「教育的価値」(46; 9.1%)、「社会・生

表3 スポーツ概念・意義の記述状況

スポーツ概念・意義の記述	都道府県	政令指定都市	全 体
1. 記述されている	41 89.1%	14 82.4%	55 87.3%
2. 記述されていない	5 10.9%	3 17.6%	8 12.7%
合 計	46 100.0%	17 100.0%	63 100.0%

表4 スポーツの文化としての認識状況

スポーツへの文化的認識	都道府県	政令指定都市	全 体
1. 文化として捉えている	36 78.3%	12 70.6%	48 76.2%
2. 文化として捉えているか不明	10 21.7%	5 29.4%	15 23.8%
合 計	46 100.0%	17 100.0%	63 100.0%

表5 基本理念・基本目標に用いられているキーワードの分類

基本理念・基本目標に用いられているキーワード	度数	%
1. 豊かなスポーツライフ	26	41.3%
2. 生涯スポーツ・生涯スポーツ社会 (みんなのスポーツ, 一市民一スポーツ, ライフステージに応じた……等)	16	25.4%
3. 豊かなスポーツ文化	3	4.8%
4. スポーツによる地域づくり, 社会づくり	18	28.6%
5. スポーツによる人づくり	6	9.5%
6. 基本理念・基本目標の記述がない	1	1.6%
合計	70	

注：複数回答 (N=63)

表6 地方公共団体のスポーツ政策から演繹された「スポーツの価値」の体系化

地方公共団体のスポーツ振興（基本）計画における「スポーツ概念・意義」に用いられているキーワードの分類	スポーツの価値体系	度数/割合①		度数/割合②		度数/割合③	
		度数	割合	度数	割合	度数	割合
1. 人間の本源的な欲求の充足	目的価値	18	3.6%	135	26.7%	135	26.7%
2. 欲求充足に伴う爽快感・達成感・充実感, 楽しさや喜びの体得		90	17.8%				
3. 規範意識と責任感の獲得		27	5.3%				
4. 身体的効果（健康・体力の保持増進など）	個人的価値	109	21.5%	301 (59.5%)		371	73.3%
5. 精神的効果（ストレス解消, 心身の健全な発達など）	手段価値	43	8.5%	166	32.8%		
6. コミュニケーション能力の育成		14	2.8%				
1. 豊かな人間性の醸成	教育的価値	25	4.9%	46	9.1%		
2. 青少年の健全育成		21	4.2%				
1. 生活の質的向上	社会・生活向上価値	23	4.5%	113	22.3%		
2. 地域づくりとコミュニティ意識の形成		61	12.1%				
3. 活力ある健全な社会の形成		29	5.7%				
1. 医療費等の節減	経済的価値	7	1.4%	17	3.4%		
2. 雇用創出		3	0.6%				
3. 産業等の発展		2	0.4%				
4. 経済の活性化		5	1.0%				
国際的な友好と親善, 国際的な相互理解, 平和への貢献など	国際的価値	20	4.0%	20	4.0%		
人間の可能性の極限を追求するアスリートの姿への感動（夢や希望, 勇気）など	鑑賞的価値	9	1.8%	9	1.8%		
合計/割合 (%)		506	100.0%	506	100.0%	506	100.0%
内在的・本質的価値							
外在的・道具的価値							

活向上価値」(113;22.3%),「経済的価値」(17;3.4%),「国際的価値」(20;4.0%),そして「鑑賞的(芸術的)価値」(9;1.8%)といった6つの価値を演繹することができた。また、個人的価値については、①人間の本源的な欲求充足のための「目的価値」と、②ある特定の個人的諸課題を解決するための「手段価値」といった2つの側面から構成されており、前者が全体の135(26.7%),後者が全体の166(32.8%)という結果であった。さらに、こうしたスポーツの価値をスポーツ思想(スポーツ観)という視点から捉えてみると、「スポーツの内在的・本質的価値」として判断できるのは個人的価値(目的価値)の135(26.7%)であるのに対して、「スポーツの外在的・道具的価値」に該当するのは上記以外の371(73.3%)であり、スポーツ振興計画の中では、スポーツ(文化)というものが非常に高い割合で道具的・手段的に活用されているということが理解できる。いうなれば、スポーツ政策における外在的・道具的価値(スポーツ手段論)への偏重である。

3.4. スポーツ文化の価値体系

以上のようなレビュー結果と内容分析の結果等を踏まえた上で、スポーツ文化の価値体系を構造化すると、図2のように描くことができる。

図2について簡単に説明すると、われわれ人間

がスポーツ文化と多様なかわり方(「する・行う」「みる」「創る・支える」)を楽しむことによって、スポーツ思想、ルール(規則)や技術・戦術・戦略及び制度や組織、そして施設・設備や用具・用品など、スポーツ文化を学習する(学ぶ)ことになる。

そして、そうしたスポーツ文化を学んだ人間が増加していくことによって、個人や社会・経済にスポーツ文化の価値が普及・浸透されていくのである。具体的には、スポーツ文化からもたらされる価値として、①個人的価値(スポーツは、身体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、爽快感や達成感、ストレス解消など精神的充足感のほか、健康・体力の保持増進や生活習慣病の予防、青少年の健全育成など、心身の健全な発達をもたらす)、②教育的価値(スポーツは、礼儀正しく、マナーや規則を守り、協調性や社会力・生きる力のある、よい人間を育てることに大いに役立つ)、③社会・生活向上価値(スポーツを通じた家族や地域との人間的な交流は、地域への誇りと愛着、連帯感等を醸成し、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域コミュニティの再生・活性化につながる)、④経済的価値(スポーツ振興による関連産業の広がり、新たな需要と雇用を創出するとともに、スポーツによる市民の心身の健康保持・増進、医療費削減等の効果をもたらす)、⑤国際的価値

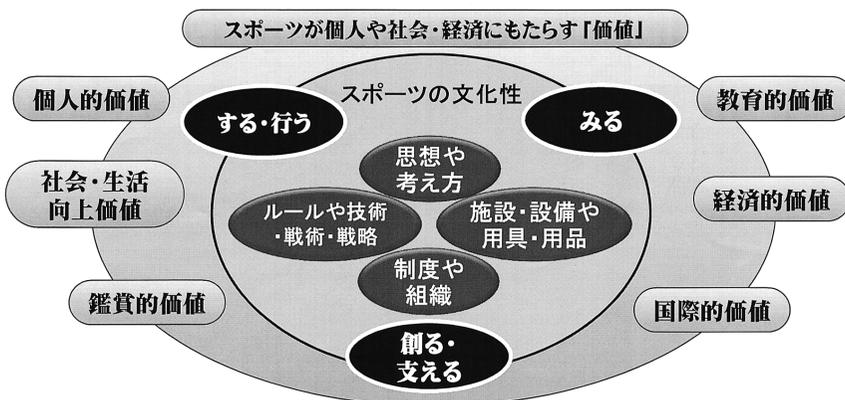


図2 文化としてのスポーツの価値体系(仮説的概念モデル)(筆者作成)

(スポーツによる国際交流は、言葉の壁や生活習慣の違いを超え、同一のルールの下で互いに競い合うことにより、世界の人々との相互理解を促進し、国際的な友好と親善に寄与する)、そして⑥鑑賞的価値(極限に挑戦するアスリートのひたむきな姿や、競技レベルの高いプロスポーツの試合などは、“みる”人に夢や感動、希望や勇気を与えるとともに、スポーツ文化への関心や意欲を高める)といった、人々の豊かな生活や社会・経済等の活性化・発展にかかわる6つの価値を挙げることができる。

要するに、スポーツ文化を広く普及・発展させること、いわゆるスポーツ文化の振興(生涯学習)それ自体が、人類の健全で豊かな発展に寄与し、人々の豊かな生活と社会・経済の創造・発展のための手段(道具)なのである。しかし、先にも指摘したように、スポーツ文化の振興の過度の手段的・道具的利用は、スポーツ文化の変質や歪み、ひいては破滅をも生み出す重大な原因になる恐れがあることをスポーツ関係者は銘肝しておかなければならない。それゆえ、スポーツ関係者には、スポーツ文化の振興に対する望ましい価値判断(内在的価値と外在的価値のバランス関係の形成・維持)が強く求められるのである。

4. むすびにかえて：これからのスポーツ文化教育の課題

このように、スポーツと文化との関係性を改めて吟味し、文化としてのスポーツが個人や社会・経済にもたらす価値について考察してきたが、ここでは、そうしたスポーツ概念やスポーツの価値を公正かつ公平に普及・浸透させていくために必要な「スポーツ文化教育」のあり方について提案することで、むすびにかえたい。

4.1. 学校体育における「スポーツ・リテラシー」教育の充実

先にも述べたように、スポーツ基本法の前提は、

スポーツ立国戦略(特に、戦略3と戦略5が中核となっている)にある。しかし、このスポーツ立国戦略の策定に向けて、文部科学省がスポーツ立国戦略(案)に対する国民の意見を広く募集し、国民間での議論を深めることを期待して設定した同省ホームページ熟議カケアイに投稿されたコメント数は、最終的に593件に過ぎなかった。他の政策分野のコメント数と比較しなければ正確な判断はできないが、わが国のスポーツ人口数千万人やその普及・振興に携わる数十万人といった数字等を加味すると、体育・スポーツ関係者が政策形成過程に積極的に参画した数字としてはきわめて低いと言わざるを得ない(清水, 2010)。また、このスポーツ基本法第九条第一項に基づいて策定・公表されたスポーツ基本計画の「中間報告」に対するパブリックコメント(2012年1月31日~2月14日)も僅か167通(137件)であり、相変わらずの無関心体質が続いていると言っても過言ではない。

これほどにまで「市民参画・協働」や「当事者主権」(中西・上野, 2003)が叫ばれている時代に、わが国の体育・スポーツ環境が今後どのように変わっていくのかを決める、そしてスポーツが私たちの生活や暮らしを豊かにする文化だとすれば、私たちの日常生活やスポーツ生活(スポーツライフ)が豊かになっていくのかを左右する重要な政策決定であるにもかかわらず、なぜ体育・スポーツ関係者は「政策的無関心」でいられるのだろうか。批判を覚悟で言うと、筆者には、「スポーツ政策を創るのは『お上の仕事』『自分たちとは無関係』、自分たちの好きなスポーツ(種目)さえできればそれでよい」という、体育・スポーツ界の「無政治的態度」が伝わってきてならない。なぜ、こんなにも「当事者意識」が低いのか。やはり、スポーツ文化の教育を担う「学校体育」のあり方に大きな問題があると考えざるを得ない。つまり、こうした当事者意識の低さは、学校体育において、子どもたちは「スポーツ種目(ルールや技術・戦術・戦略、及び行い方等)の学習」(種目学習)だ

けには熱心に取り組むが、広くスポーツの文化性にかかわる総合的な共通教養を身に付けるための「スポーツ文化の学習」、いわゆる「スポーツ・リテラシー⁵⁾」(清水, 2011, 2012)の学習にまでは至っていない、ということを示唆しているものと史料される。

したがって、これからのスポーツ文化教育においては、自分たちのスポーツ環境を左右する、上述したようなスポーツ基本法やスポーツ基本計画などの成立(策定)過程を含め、スポーツ文化の学習を通して、一人ひとりの子どもがスポーツの文化性を理解・享受し、コミュニケーションし、スポーツ文化推進の「当事者」(権利主体)としての自覚と責任を持って社会・政策過程等に参画・協働していく「スポーツ的自立人間」(稲垣, 1977)(高橋, 1979)を育成することが喫緊の課題である。

4.2. スポーツ文化推進における「応益・応能原理」の共通理解

文化としてのスポーツには多様な価値があることが明確になったが、スポーツの価値というものは、われわれ人間が日常生活の中でスポーツ文化と豊かなかかわりを持たなければ生み出されない。そのためには、「権利としてのスポーツ」、いわゆるスポーツの価値を普及するための原則としての「スポーツ権」が保障される必要がある。諸外国においては、「ヨーロッパ評議会みんなのスポーツ憲章」(1975年)や「ユネスコ体育・スポーツ国際憲章」(1978年)が採択され、スポーツ権が承認されるとともに、これを機に、スポーツ政策の基本を定めるスポーツ基本法などが各国で制定され始めたのである。

翻って、わが国では、スポーツ基本法の前文において、「スポーツは、世界共通の人類の文化である」ことを前提に、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、…(中略)…又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない」といったように、諸外国に約30年遅れで、ス

ポーツ権が認められた(スポーツ基本法第二条)。これは、日本国憲法第13条の「幸福追求権⁶⁾」をスポーツに適用したものであり、すべての人にスポーツをする権利や楽しむ権利があることを明確にしている。

しかしながら、ここで注意しなければならないのは、こうしたスポーツ権(スポーツの価値を享受する権利)がスポーツ文化を創る・支えるという「義務」を果たすことで得られ(「応益原理」という)、同時にそうした義務は一人ひとりの能力や力量に応じた貢献でよい(「応能原理」という)、といったような「応益・応能原理」(恩田, 2008)を基本的要件とする、ということである。つまり、各個人によるスポーツ権の主張だけでは、昨今の「モンスターペアレント」(学校などに対して自己中心的で理不尽な要求や権利を主張する保護者)と同等であり、スポーツ権を主張するのであれば、各自が持っている能力や力量の範囲内で、スポーツ文化の推進に対して「できる貢献」をしていくことが重要なのである。

したがって、これからのスポーツ文化教育においては、スポーツ文化推進における「権利と義務・責任の表裏関係」についてコンセンサスを得ていかなければならない。

4.3. 「新しい公共」の形成を担うクラブ文化の醸成

先にも述べたスポーツ立国戦略の戦略5においては、「『新しい公共』を担うコミュニティスポーツクラブの推進:地域のスポーツクラブにおいて、地域の課題(学校・地域連携, 健康増進, 体力向上, 子育て支援など)の解決も視野に入れて、地域住民が主体的に取り組むスポーツ活動を推進することにより、地域のクラブがスポーツを通じて『新しい公共』を担うコミュニティの拠点(コミュニティスポーツクラブ)として充実・発展していくことを促進する」といったように、住民が自主的に運営する「総合型地域スポーツクラブ」(以下「総合型クラブ」という)への大きな期待が寄せら

れている。2012年7月1日現在で3,396(1,742市区町村)もある総合型クラブの現状と課題については別稿に譲るが、新たな「クラブ文化」を醸成する可能性を持った総合型クラブの創設・運営方法には、内閣府(「新しい公共」円卓会議)による『「新しい公共」宣言』(2010)の考え方が色濃く反映されており、また、そうした総合型クラブを含む地域スポーツクラブへの事業支援についてもスポーツ基本法第二十一条において明確にされている。

この『「新しい公共」宣言』によれば、「人々の支え合いと活気のある社会。それをつくることに向けたさまざまな当事者の自発的な協働の場が『新しい公共』」(内閣府, 2010: 1)であり、総合型クラブがそうした協働の場としての役割を果たすことが大きく期待されている。具体的には、「総合型クラブを拠点とした地域住民の主体的な取組: 行政による無償の公共サービスから脱却し、地域住民が出し合う会費や寄附により自主的に運営するNPO型のコミュニティスポーツクラブが主体となって地域のスポーツ環境を形成する。学校・廃校施設の活用や学校へのクラブ指導者の派遣など、クラブと学校教育が融合したスポーツ・健康・文化にわたる多様な活動を通じて、世代間交流やコミュニティ・スクールへの発展につなげていく」(内閣府, 2010: 10)といったように、「住民の、住民による、住民のためのスポーツ推進と地域づくり」の可能性を示唆している。

したがって、これからのスポーツ文化教育においては、私たちが生活する地域コミュニティの重要性やスポーツ文化推進における「地域分権」(住民参画・協働や住民自治, 当事者主権)の意味や意義を理解し、「新しい公共」の形成を担い、クラブ文化の醸成に寄与し得る人材(人財)の育成をめざしていくことが大きな課題であると言える。

注

- 1) 小川(2012: 22-23)は、「コマーシャリズムのこ

と、営利を第一の目的とする立場。営利主義」(広辞苑 第六版)と「(否定的に)物の価値や質よりも、金儲けに関心を持つこと」(オックスフォード現代英英辞典 第七版)から、「価値や質よりも、利益を優先すること」を「商業主義」の一般的な定義として捉えた上で、近代オリンピックにおける商業主義の起源と歴史について分析している。

- 2) 『最新 スポーツ大事典』(1987: 572-575)によれば、スポーツコマーシャリズム(sport commercialism)とは、「スポーツやスポーツにかかわる財やサービスを経済的な利益のために利用しようとする態度や行動様式」であるという。つまり、スポーツを公共性や使用価値あるいは文化的価値以上に、市場における交換価値や金銭価値を重要視し、私的な利潤獲得のための商品として扱っていくことを意味している。例えば、1984年ロサンゼルスオリンピック大会を成功裡に導いた「ユベロス・マジック」(ユベロス商法)などは、現在のメガイベント・ビジネスにおける商業化戦略の礎となっている。
- 3) 2010年1月に、FINAは競泳水着の規定の変更を最終決定した。これによって、水着の布地は「繊維を織る・編む・紡ぐという工程でのみ加工した素材」に限定され、水着が身体を覆う範囲も男女共に肩から膝までに制限された。そのため、レーザー・レーザー及び2008年頃に登場した、いわゆる「新型水着」のような、ポリウレタンやラバーなどのフィルム状の素材を貼り合わせた水着の着用は、公式大会で禁止されることになった(PR 58-FINA Bureau Meeting, 28 July 2012)。
- 4) 「〇〇県スポーツ振興基本計画」「◇◇県スポーツ振興プラン」「△△市スポーツ振興計画」「□□市スポーツプラン」等々、地方公共団体によってその計画の名称は多岐にわたっているが、本稿では、すべてを統一する意味で「スポーツ振興計画」と呼びたい。
- 5) 清水(2012: 54)は、スポーツ・リテラシーとは、「スポーツ文化を理解し、享受し、コミュニケーションし、集団・組織を整え・運営し、環境創造する能力であり、スポーツ文化を享受・継承・創造する権利主体(市民)としての総合的な共通教養である」と定義づけている。
- 6) 幸福追求権とは、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限の尊重を必要と

する」(日本国憲法第13条)という基本的人権の1つである。

参考文献

- 電子政府の総合窓口イーガブ (e-Gov) : 「スポーツ基本計画の策定について (中間報告)」に関する意見募集の結果について (案件番号 185000560) (<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185000560&Mode=2>) 2012/09/08.
- Fédération Internationale de Natation (FINA), PR58-FINA Bureau Meeting, 28 July 2012. [国際水泳連盟, 国際水泳連盟理事会 広報 58号, 2009年7月28日] (http://www.fina.org/project/index.php?option=com_content&task=view&id=2542&Itemid=108) 2012/09/08.
- 橋本純一 (1984) 「第二部 スポーツと社会 第5章 スポーツと文化」菅原禮編著『スポーツ社会学の基礎理論』不昧堂出版, 263-311.
- 稲垣正浩 (1977) 「スポーツ教育と指導法—“スポーツ的自立人間”にむけて—」『体育科教育』1977年12月号, 15-18.
- 熟議カケアイ—文科省政策創造エンジン—: 我が国が「スポーツ立国」を目指す上で必要な方策は? (http://jukugi.mext.go.jp/jukugi?jukugi_id=12) 2012/09/08.
- 公益財団法人日本体育協会・公益財団法人日本オリンピック委員会 (2011) 『「スポーツ宣言日本」—21世紀におけるスポーツの使命』(平成23年7月15日).
- 毎日新聞 2012年1月3日付朝刊「インサイド: 英国市民と五輪 何を残すか [1]」.
- 毎日新聞 2012年8月14日付朝刊「クローズアップ 2012: 史上初, ソーシャルメディア五輪『つぶやき』観戦, 定着」.
- Michener, James A. (1976) *Sports in America*. Random House, Inc. (宮川毅訳 (1978) 『スポーツの危機 (上・下)』サイマル出版会).
- 文部省 / 文部科学省 (1961) 『スポーツ振興法』(昭和36年法律第141号).
- 文部科学省 (2000) 『スポーツ振興基本計画』(平成12年9月13日).
- 文部科学省 (2006) 『スポーツ振興基本計画』(平成18年9月21日改定).
- 文部科学省 (2010) 『スポーツ立国戦略 (案) —スポーツコミュニティ・ニッポン—』(平成22年7月20日).
- 文部科学省 (2010) 『スポーツ立国戦略—スポーツコミュニティ・ニッポン—』(平成22年8月26日).
- 文部科学省 (2011) 『スポーツ基本法』(平成23年法律第78号).
- 文部科学省 (2012) 『スポーツ基本計画』(平成24年3月30日).
- 文部科学省スポーツ・青少年局 (2011) 「解説 スポーツ基本法について」『文部科学時報』2011年10月号 (no. 1630), 7-8.
- 内閣府「新しい公共」円卓会議 (2010) 『「新しい公共」宣言』(平成22年6月4日).
- 中西純司 (2012) 「『スポーツ基本法』の制定とこれからの大学体育の課題」九州地区大学体育連合『体育・スポーツ教育研究』12(1), 37-41.
- 中西正司・上野千鶴子 (2003) 『当事者主権』岩波新書.
- 日本体育学会スポーツ振興基本計画特別委員会 (2011) 『スポーツ振興のあり方について (提言2010)』(平成23年3月).
- 小川 勝 (2012) 『オリンピックと商業主義』集英社新書.
- 恩田守雄 (2008) 『共助の地域づくり—「公共社会学」の視点』学文社.
- 佐伯聰夫 (1984) 「第一部 スポーツ社会学の理論と方法 第3章 スポーツの文化」菅原禮編著『スポーツ社会学の基礎理論』不昧堂出版, 67-98.
- 佐伯聰夫 (1987) 「スポーツコマースリズム」日本体育協会監修 / 岸野雄三ほか編集『最新 スポーツ大事典』大修館書店, 572-575.
- 清水紀宏 (2010) 「体育・スポーツ関係者は『スポーツ立国戦略』にどう向き合うべきか」『体育科教育』2010年11月号, 10-13.
- 清水紀宏 (2011) 「次期『スポーツ基本計画』について考える (論点メモ)」日本体育・スポーツ経営学会第41回研究集会 (早稲田大学) 補足資料.
- 清水紀宏 (2012) 「スポーツ立国のあやうさ」『現代スポーツ評論』26, 37-54.
- 高橋健夫 (1979) 「遊戯とスポーツ教育—スポーツ教育の理念構想—」丹羽劭昭著『遊戯と運動文化』道和書院, 337-379.
- The Washington Post—Olympics London 2012. 'Dressed for a world record?', 27 July 2012. (<http://www.washingtonpost.com/wp-srv/special/sports/olympic-swimming-dressed-for-a-world-record/>) 2012/09/08.

In search of the cultural traits of sport and sport values :

A deductive content analysis of sport policy

Junji Nakanishi

College of Social Sciences, Ritsumeikan University

According to the Sport Basic Plan (2012), sport possesses the intrinsic value of responding to the basic human desire for physical movement and generating feelings of satisfaction, pleasure and joy. What is more, sport plays a key role in diverse facets of people's lives, for example by supporting the sound fostering of youth, revitalizing local communities, retaining and promoting mental and physical health, generating social and economic vitality, and raising national status in the international community. Sport is, so to speak, a universally shared manifestation of human culture. The aim of the present study is to examine the cultural traits of sport and sport values. Therefore, we employ the qualitative methodology of content analysis of the Basic Act on Sport (BAS), and of sport policy pursuant to the BAS, that is to say, the Sport Basic Plan (SBP) in the national government, and the Local Sport Promotion Plan (LSPP) in local governments.

The main findings of this study are summarized as follows :

1) Examination of a significant relationship between sport and culture showed that sport consisted of three cultural components, specifically ideal culture, institutional culture, and material culture.

2) From content analysis of the sport concept indicated in SBP and sixty-three LSPPs by using the KJ method, six constructs of sport values deductively emerged: personal value, educational value, the value of enriching social ties and human life, economic value, international value, and artistic value as a spectacle.

In this study, the sociological and managerial implications of these results are discussed, and several tasks for future sport education are suggested.

Key words: culture, cultural traits of sport, sport concept, sport values, sport policy